

2022年3月8日号

なぜ医師の働き方改革を見直さなければいけないのか？

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信（医療事業所向け）

お世話になっております。

社会保険労務士法人桑原事務所の山田でございます。

本日は医療機関の「医師の働き方改革」についてご紹介します。

2024年4月より**医師の時間外労働時間の上限が設けられます**。昨今、医師の長時間労働が指摘されていますが法令遵守のためにも、また医師の勤務環境を改善し医師の確保、医療の質・安全の向上を図る意味でも、医師の働き方を見直していく必要があります。

まずは、実際に働いてもらっている勤務医の勤務環境改善に取り組む必要があることを知ることが大切です。以下の勤務実態の項目を確認し、勤務環境改善の取り組みの必要性を把握してみましょう。

勤務実態チェック事項

- ①36協定を締結していますか？
- ②就業規則を作成・届出をしていますか（労働者10名以上の場合）？
- ③労働契約を締結する際に労働者に対して労働条件を書面等で交付していますか？
- ④労働時間等は基準内ですか？

労働時間チェック事項

- ①年間時間外労働時間は960時間以内ですか？
- ②月平均時間外労働時間は100時間未満ですか？
- ③1カ月の休日日数は4日以上ですか？
- ④1日当たりの最長労働時間は28時間以内ですか？
- ⑤勤務と勤務の間の時間は9時間以上ですか？

いかがでしたか？

上記のチェック項目に当てはまらないものがあれば2024年4月に向けて勤務環境改善に取り組む必要があります。2024年4月までの約2年間のこの期間に、ぜひ職場環境改善を見直す準備を進めましょう。

新しい試みなので、顧問の社会保険労務士に入ってもらおうと事例も豊富でより上手くいくと思います。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。
よろしく申し上げます。

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14
TEL:0835-22-6706
FAX:0835-26-0023
MAIL: info@kuwasr.net
